

# 経 済 産 業 省

20190730 貿局第2号  
輸出注意事項2019第41号  
経済産業省貿易経済協力局

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月15日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部改正について

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）の一部を下記のとおり改正し、令和元年8月30日から施行する。

## 記

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）

改 正 後	現 行
1～5 (略)	1～5 (略)
別紙第1	別紙第1
1～17 (略)	1～17 (略)
<u>18</u> <u>メチル＝2－メチル－3－(3・</u> <u>4－メチレンジオキシフェニル)－オ</u> <u>キシラン－2－カルボキシラート及び</u> <u>その塩類</u>	(新設)
<u>19</u> <u>2－メチル－3－(3・4－メチ</u> <u>レンジオキシフェニル)－オキシラン</u> <u>－2－カルボン酸及びその塩類</u>	(新設)
<u>20～22</u> (略)	<u>18～20</u> (略)
別紙第2 (略)	別紙第2 (略)
別紙様式1－①～様式第3 (略)	別紙様式1－①～様式第3 (略)